

裁 決

審査請求人 _____

処分庁 新宿区福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、別添審理員意見書の提出を受けて、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対し、平成30年3月16日付けで行った法62条3項の規定に基づく保護停止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して平成30年3月16日付けで行った法62条3項の規定に基づく保護停止決定

処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

第2 事案の概要（本件指示書、本件弁明通知書、本件処分通知書等による。）

1 平成23年3月22日、処分庁は、請求人に対して、法による保護を開始した。

2 平成28年11月25日、新宿区福祉事務所（以下「事務所」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）は、請求人と事務所において面接した。

しかし、同日以降、後記3記載の本件指示に至るまでの間、担当職員は、請求人と電話により話をすることができた日はあったものの、請求人と事務所において直接面接をすることも、請求人宅への家庭訪問によって請求人と直接面接をすることもできず、一方で、請求人は、新宿区長等宛てに様々な文書を送付しているものの、いずれも処分庁において請求人の生活状況等を正確に把握することができる内容のものではなかった。

3 平成30年2月21日、処分庁は、請求人の生活状況等を正確に把握することができず、請求人に係る保護の要否判定や保護費の適正な算定が困難な状況にあったことから（上記2）、以下のとおり、法27条1項の規定に基づき、請求人に対し、文書（指示書）により指示（29新福保生一第408号。以下「本件指示」という。）をした。

(1) 指示理由

生活保護法第4条（保護の補足性）及び第8条（基準及び程度の原則）の規定によりあなたの生活保護の要否を判定し、程度を決定する必要がありますが、家庭訪問をしても面接ができません。また、電話連絡しても応答がありません。こうした状

態では、保護の目的達成、保護の適正な実施ができなくなり、要否の判定及び保護費の算定ができないため、文書による指示を行うものです。

(2) 指示事項

生活保護法第28条に基づき、指示期限までに来所し、あなたの生活状況について報告し、併せて家庭訪問に応じること。

(3) 指示期限

平成30年3月2日（金）

なお、本件指示書には、「この指示に従わない場合には、生活保護法第62条第3項の規定により、現在受けている保護の変更、停止又は廃止をすることがあります」と記載されていた。

4 平成30年3月12日、処分庁は、法62条4項の規定に基づき、請求人が本件指示に係る指示期限までに指示事項を履行しなかったため、同条3項の規定により同月2日付けで保護を停止する予定であることを理由とし、弁明すべき日時を「平成30年3月16日（金）午前9時」と、弁明すべき場所を「新宿区福祉事務所保護担当課（新宿区新宿5-18-21新宿区役所第二分庁舎2階）」とする弁明機会通知書（29新福保生一第444号。以下「本件弁明通知書」という。）を請求人宛てに送付した。

しかし、請求人は、本件弁明通知書記載の日時（平成30年3月16日（金）午前9時）までに、事務所に来所することも、弁明をすることもしなかった。

5 平成30年3月16日、処分庁は、請求人に対して、本件指示に係る指示事項を指示期限までに履行しなかったことから、同月2日から請求人に係る保護を停止することを決定し、通知した（本件処分）。

なお、本件処分通知書の理由欄には、「所の指導指示に従わないため。生活保護法第27条に基づき平成30年2月21日に行

った生活状況の報告及び家庭訪問に応じる旨の文書指示を履行せず、同法第62条第1項の指示等に従う義務に違反したので、同法第62条第3項の規定に基づき、保護を停止します」と記載されていた。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分を違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は、平成27年9月に事務所において担当職員と面談しており、また、平成29年2月3日には、3回つごう3時間、担当職員と電話で話をしていることから、そもそも本件指示がねつ造である。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね以下の理由から、本件処分の適法性及び妥当性を主張している。

請求人の生活状況及び居住実態の確認を行うことができない状態が2年以上続いており、保護の実施継続の適否が判断できないものとなっている。また、請求人から送付されてきた文書は、請求人自身の主張を記載した文書ばかりであり、生活状況が伺えるものではない。そのため、処分庁は、請求人に対し本件指示をしたが、指示期限までに全く応答がなく、弁明の機会を付与したが、何ら連絡なく来所せず、弁明もしなかったことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査庁の判断

1 法令等の定め

(1) 法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生

活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとしている。

- (2) 法62条1項は、被保護者は、保護の実施機関が、27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、被保護者が前2項（同条1項及び2項）の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとし、同条4項は、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとしている。

そして、法施行規則19条は、法62条3項に規定する保護の実施機関の権限は、法27条1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならないとしている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。本通知は地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準。以下「課長通知」という。）によれば、被保護者が書面による法27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いについて、保護の停止は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえないとしている（課長通知第11・問1の答）。

- 2 これを本件についてみると、担当職員は、少なくとも平成28年11月25日に事務所において請求人と面接した日以降、本件指示（平成30年2月21日）に至るまでの間、1年以上にわた

り、請求人と事務所において直接面接をすることも、請求人宅において生活状況等を直接確認することもできず（第2・2）、処分庁は、請求人に係る保護の要否の判定及び保護費の適正な算定が困難な状況であったことから、請求人に対し、法27条1項の規定に基づき本件指示を行ったものであり（第2・3）、本件指示は、請求人に係る保護の目的達成に必要なかつ合理的なものであると認められる。

そして、請求人が、本件指示に係る指示期限である平成30年3月2日までに指示事項の履行をしなかったことから、処分庁は、法62条4項の規定に基づき、請求人に対し、同月12日、保護の停止を行う予定であることを理由に、本件弁明通知書を送付したが、請求人は弁明日時までに事務所に来所することも、弁明をすることもしなかったことが認められる（第2・4）。

そのため、処分庁において、請求人が本件指示に係る指示期限までに指示事項の履行をせず、本件指示に従う義務（法62条1項）に違反したことを理由として、請求人に対する保護を停止すると判断したことは相当である。

しかし、保護の停止は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえないとされていることからすれば（上記1・(3)の課長通知）、処分庁は、本件指示に係る指示期限である平成30年3月2日の翌日に当たる同月3日から請求人に係る保護を停止すべきであったにもかかわらず、本件処分に係る保護停止日を同月2日（第2・5）としており、誤っていることが認められる。

したがって、請求人は、本来保護を受けることができた日において保護を受けること（平成30年3月2日分に相当する保護費

の受給)ができなかったことが認められることから、その限りにおいて、請求人にとって本件処分は不利益なものとなっており、取消しを免れないというほかない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年7月12日

審査庁 東京都知事 小池百合子